

第 3 号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社イーシーセンター
業者の住所：静岡県富士市五貫島 9 1 9
- 2 指名停止措置期間：令和 8 年 9 月 1 0 日から同年 1 0 月 9 日まで(1 か月)
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県
群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
- 4 事実概要
同社は、静岡県内の民間発注工事において、建設業法第 3 条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第 1 条の 2 に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 8 年 7 月 8 日、中部地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表第 2 の 1 1

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第 2	
1 ～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 12～14 略	当該認定をした日から当該ブロックを対象として 1 か月以上 9 か月以内